



# 山形県公報

平成20年8月26日(火)  
第1971号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可..... | (生産技術課) ...1165       |
| 土地改良事業施行の適当の決定.....     | (村山総合支庁農村計画課) ...1166 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....      | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同   |
| 都市計画事業の変更の認可の告示.....    | (都市計画課) ... 同         |
| 開発行為に関する工事の完了.....      | (村山総合支庁建築課) ...1167   |

### 公 告

|                                       |                       |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 財団法人道府県会館(災害共済事業及び機械損害共済事業)の経営状況..... | (管財課) ... 同           |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....               | (置賜総合支庁地域支援課) ... 同   |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....                  | (情報企画課) ...1168       |
| 一般競争入札の公告.....                        | ( 同 ) ... 同           |
| 同.....                                | ( 同 ) ...1169         |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....                    | (商業経済交流課) ...1170     |
| 同.....                                | ( 同 ) ...1173         |
| 指定管理者の募集.....                         | (観光振興課) ...1174       |
| 同.....                                | ( 同 ) ...1175         |
| 農地保有合理事業の実施に関する規程の変更の承認.....          | (最上総合支庁農業振興課) ...1176 |
| 同.....                                | (庄内総合支庁農業振興課) ... 同   |
| 同.....                                | ( 同 ) ...1177         |
| 同.....                                | ( 同 ) ... 同           |
| 指定管理者の募集.....                         | (森林課) ...1178         |
| 同.....                                | ( 同 ) ... 同           |

## 告 示

### 山形県告示第748号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成20年8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 漁業権者の名称及び住所
  - 名 称 小国川漁業協同組合
  - 住 所 最上郡舟形町舟形276番地
- 漁業権の免許番号
 

内共第11号及び内共第12号
- 変更の内容
 

第5条第2項の表中「15m」を「18m」に改める。

第7条の表中

|                           |   |                           |       |
|---------------------------|---|---------------------------|-------|
| 最上郡最上町大字法田地<br>内最上白川水系東又沢 | を | 最上郡最上町大字法田地<br>内最上白川水系西又沢 | に改める。 |
| 最上郡最上町大字赤倉地<br>内小国川水系中の又沢 |   | 最上郡最上町大字赤倉地<br>内小国川水系西の又沢 |       |

## 4 変更後の遊漁規則の施行日

平成20年 8月10日。ただし、第7条の規定は同10月 1日。

## 山形県告示第749号

山形農業協同組合から土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により申請のあった土地改良事業施行について、同条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により平成20年 8月18日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し（村木沢西部地区）  
山形農業協同組合土地改良事業施行規約の写し

## 2 縦覧に供する場所

山形市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成20年 9月 1日から同年10月 1日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営ふじの里東部地区土地改良（中山間地域総合整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良（ふじの里東部地区中山間地域総合整備）事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成20年 8月29日から同年 9月30日まで

## 4 その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第751号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・8号美畑天童線及び3・4・25号東原村木沢線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 平成7年建設省告示第406号及び平成12年建設省告示第416号の事業地のうち、山形市桜町地内において事業地を変更する
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成20年8月20日 告示第161号

## 山形県告示第752号

次の開発行為は、完了した。

平成20年8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年7月22日 指令村総建第5008号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金瓶字高谷75番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形市成沢西三丁目1番20号  
リビングタウン山形南A棟101号  
小島 重和

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成19年度の災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成20年8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 災害共済事業
 

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 分担金その他収入   | 1,827,378,383円  |
| 災害共済金その他支出 | 957,302,486円    |
| 正味財産       | 22,599,782,275円 |
- 2 機械損害共済事業
 

|            |                |
|------------|----------------|
| 分担金その他収入   | 766,962,135円   |
| 災害共済金その他支出 | 221,952,028円   |
| 正味財産       | 6,872,270,107円 |

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年8月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人清流

## (2) 代表者の氏名

小山 通隆

## (3) 主たる事務所の所在地

米沢市東一丁目10番96号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、米沢市及び周辺地域で生活する乳幼児に対する保育事業と小学校児童を対象にした学童保育事業の実施を通じて、乳幼児が心身共に健やかな生活を送れるような環境作りと放課後及び休校時において保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによって、乳幼児及び児童の健全育成を援助するとともに、子育て家庭の支援を行い、豊かな地域社会の確立を図ることを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県新給与等システム開発運用業務 一式

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県政策推進部情報企画課業務企画・開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3336

## 3 落札者を決定した日 平成20年7月4日

## 4 落札者の名称及び所在地

やまがた給与等システム最適化コンソーシアム 山形市十日町二丁目4番19号

## 5 落札金額 1,459,500,000円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成20年5月16日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県給与等システムの仮想マシン化移行事業等に係るハードウェア等賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム(15階)

(2) 日 時 平成20年9月8日(月) 午前11時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システムの仮想マシン化移行事業等に係るハードウェア等賃貸サービス 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び入札要件書による。

(3) 賃貸借期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の賃貸借期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった賃貸借期間に係る総額の金額のうち3箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札要件書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県政策推進部情報企画課給与システム担当 電話番号023(630)3270
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年9月4日（木）午後5時までに山形県政策推進部情報企画課給与システム担当に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システムの仮想マシン化移行事業に係るソフトウェア賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年8月26日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e - ミーティングルーム（15階）
  - (2) 日 時 平成20年9月8日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県給与等システムの仮想マシン化移行事業に係るソフトウェア賃貸サービス 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び入札要件書による。
  - (3) 賃貸借期間 平成21年1月1日から平成22年7月31日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の賃貸借期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった賃貸借期間に係る総額の金額のうち3箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成20年1月29日付け県公報第1912号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札要件書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県政策推進部情報企画課給与システム担当 電話番号023(630)3270
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書を平成20年9月4日(木)午後5時までに山形県政策推進部情報企画課給与システム担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成20年12月26日まで縦覧に供する。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

S - M A L L (エスマール)  
鶴岡市錦町2番21号

#### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所        | 代表者の氏名  |
|-----------------|------------|---------|
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号 | 吉 野 公 一 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所        | 代表者の氏名 |
|-----------------|------------|--------|
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号 | 早 坂 剛  |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名又は名称          | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------|---------|
| 株式会社 庄交コーポレーション | 鶴岡市錦町2番60号            | 吉 野 公 一 |
| 株式会社 主婦の店鶴岡店    | 鶴岡市本町一丁目6番2号          | 大 川 一 郎 |
| 株式会社 ボズ・ワン      | 東京都世田谷区玉川田園調布二丁目10番6号 | 菅 野 健 一 |
| 株式会社 イーストボーイ    | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番3号     | 小 林 孝 是 |

|                |                              |       |
|----------------|------------------------------|-------|
| 株式会社 リオチェーン    | 愛知県名古屋市中区平和一丁目1番20号リオ第3ビル4F  | 横山卓幸  |
| 有限会社 木村屋       | 鶴岡市山王町9番25号                  | 吉野隆一  |
| 株式会社 ファンシーフラワー | 鶴岡市日吉町2番23号                  | 後藤八郎  |
| 有限会社 佐藤正栄堂     | 鶴岡市本町二丁目2番10号                | 佐藤正廣  |
| 株式会社 ロベリア      | 東京都江東区越中島二丁目1番38号            | 大野豊   |
| 株式会社 モリタ       | 秋田県秋田市山王三丁目3番9号              | 盛田良次  |
| 株式会社 キング       | 大阪府吹田市豊津町1番7号                | 山田幸雄  |
| 株式会社 エガミ       | 秋田県横手市寿町8番13号エガミビル3F         | 江上キヌ子 |
| 株式会社 さが美       | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号        | 二谷貴夫  |
| 有限会社 ドルフィン     | 酒田市光ヶ丘一丁目17番14号              | 青塚義明  |
| ロイヤルネットワーク株式会社 | 酒田市新橋一丁目4番10号                | 仲條啓三  |
| 株式会社 オンワード樫山   | 宮城県仙台市青葉区二日町12番34号           | 堀江龍二  |
| 有限会社 つつみ屋      | 宮城県仙台市青葉区落合二丁目13番12号         | 小原安洋  |
| 株式会社 つるや       | 鶴岡市末広町5番8号マリカ西館5F            | 三浦美智  |
| 株式会社 ニューステップ   | 東京都中央区新川一丁目22番15号茅場町中埜ビル     | 岩田愛一郎 |
| 有限会社 グランサンドオール | 新庄市金沢1573番3号                 | 長澤通   |
| 株式会社 大創産業      | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号         | 矢野博丈  |
| 株式会社 新星堂       | 東京都杉並区上荻一丁目23番17号            | 宮崎正紀  |
| 株式会社 神奈川くまざわ書店 | 東京都八王子市八日町1番11号              | 熊沢健   |
| 株式会社 マックハウス    | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号新高円寺ツインビル     | 栗原勝利  |
| 株式会社 ハニーズ      | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1       | 江尻義久  |
| 有限会社 ストローハット   | 宮城県仙台市若林区新寺一丁目7番35号ストローハットビル | 東正直   |
| 伊藤克彦           | 鶴岡市西新斎町5番23号                 |       |
| 小林周平           | 鶴岡市湯の浜二丁目18番10号              |       |

|                |                  |         |
|----------------|------------------|---------|
| 有限会社 えい・ぷらんにんぐ | 福島県福島市渡利字高倉57番2号 | 阿 部 千 里 |
|----------------|------------------|---------|

(変更後)

| 名 称                            | 住 所                           | 代表者の氏名    |
|--------------------------------|-------------------------------|-----------|
| 株式会社 庄交コーポレーション                | 鶴岡市錦町2番60号                    | 早 坂 剛     |
| 株式会社 主婦の店鶴岡店                   | 鶴岡市本町一丁目6番2号                  | 大 川 一 郎   |
| 株式会社 イーストボーイ                   | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番3号             | 小 林 孝 是   |
| 株式会社 リオチェーン                    | 愛知県名古屋市中区平和一丁目1番20号リオ第3ビル4F   | 横 山 卓 幸   |
| 有限会社 木 村 屋                     | 鶴岡市山王町9番25号                   | 吉 野 隆 一   |
| 株式会社 ファンシーフラワー                 | 鶴岡市日吉町2番23号                   | 後 藤 則 子   |
| 有限会社 佐藤正栄堂                     | 鶴岡市本町二丁目2番10号                 | 佐 藤 正 廣   |
| 株式会社 ロベリア                      | 東京都江東区越中島二丁目1番38号             | 大 野 豊     |
| 株式会社 モリタ                       | 秋田県秋田市旭北錦町1番53号               | 盛 田 良 次   |
| 株式会社 キング                       | 大阪府吹田市豊津町1番7号                 | 山 田 幸 雄   |
| 株式会社 エガミ                       | 秋田県横手市寿町8番13号エガミビル3F          | 江 上 キヌ子   |
| 株式会社 さが美                       | 神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目2番11号         | 小野山 晴 夫   |
| 株式会社 ドルフィン                     | 酒田市光ヶ丘一丁目17番14号               | 青 塚 義 明   |
| ロイヤルネットワーク株式会社                 | 酒田市新橋一丁目4番10号                 | 仲 條 啓 三   |
| 株式会社 オンワード樫山                   | 東京都中央区日本橋三丁目10番5号             | 水 野 健 太 郎 |
| 有限会社 つつみ屋                      | 宮城県仙台市青葉区落合二丁目13番12号          | 小 原 安 洋   |
| 株式会社 つるや                       | 鶴岡市末広町5番8号マリカ西館5F             | 三 浦 美 智   |
| 株式会社 ニューステップ                   | 東京都中央区新川一丁目22番15号茅場町中埜ビル      | 岩 田 愛 一 郎 |
| 株式会社 G S D                     | 新庄市金沢1573番3号                  | 長 澤 通     |
| アールズ株式会社                       | 宮城県仙台市若林区六丁の目西町8番1号斎喜センタービル4F | 山 内 伸 夫   |
| 有限会社 ワールドワイドヴォーグプロジェクトストーンワールド | 新潟県新潟市中央区東大通二丁目2番9号1007号      | 中 川 寿 則   |



|                    |                          |         |
|--------------------|--------------------------|---------|
| 株式会社 末 広           | 長井市本町一丁目4番25号            | 高 橋 英 敏 |
| 株式会社 大 創 産 業       | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号     | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社 新 星 堂         | 東京都杉並区上荻一丁目23番17号        | 宮 崎 正 紀 |
| 株式会社 神奈川くまざわ書店     | 東京都八王子市八日町1番11号          | 熊 沢 健   |
| 株式会社 マックハウス        | 東京都杉並区梅里一丁目7番7号新高円寺ツインビル | 栗 原 勝 利 |
| 株式会社 ハ ニ ー ズ       | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1   | 江 尻 義 久 |
| 有限会社 えいぷらんにんぐ      | 福島県福島市渡利字高倉57番2号         | 阿 部 千 里 |
| 株式会社 ボズ・ワン         | 東京都世田谷区玉川田園調布二丁目10番6号    | 菅 野 健 一 |
| 有限会社 エムエヌ・コーポレーション | 酒田市中町二丁目4番6号パルク2F        | 峯 田 林 一 |
| 株式会社 ブービープランニング    | 福島県須賀川市南町130番地           | 栗 城 幸 一 |
| 有限会社 シ ユ ア ー       | 埼玉県北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷443番地3   | 竹 下 昌 之 |

## 3 変更年月日

平成20年6月24日

## 4 届出年月日

平成20年7月28日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年12月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成20年12月26日まで縦覧に供する。

平成20年8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ山形南ショッピングセンター  
山形市若宮三丁目7番8号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
代表取締役 上原治也

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午後11時まで  
(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考          |
|---------------|---------|---------|--------------|
| イオン株式会社       | 午前9時    | 午後11時   | 年間14日は午前8時開店 |
| その他の小売業者      | 午前9時    | 午後11時   |              |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時45分から午後11時15分まで

(変更後) 午前8時45分から午後11時15分まで。ただし、年間14日は午前7時45分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成20年 8月12日

5 届出年月日

平成20年 8月 1日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年12月26日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

山形県民の海・プールの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県民の海・プール
- (2) 所在地 鶴岡市下川字龍花崎41番地86

2 指定の期間

平成21年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成20年 8月26日（火）から同年 9月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する

法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

- (2) 配布場所 山形県商工労働観光部観光振興課企画・物産振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-2372

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年9月22日(月)から同月29日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年9月29日(月)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県観光情報センター

- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 低層棟1階

2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

- (5) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

- (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成20年8月26日(火)から同年9月29日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

- (2) 配布場所 山形県商工労働観光部観光振興課観光振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-2373

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年9月22日(月)から同月29日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年9月29日(月)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
新庄市農業協同組合  
新庄市沖の町 5 番55号
- (2) 農地保有合理化事業の実施地域  
新庄市における農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- (3) 農地保有合理化事業の種類  
イ 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
ロ 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業  
ハ 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
- (4) 承認年月日  
平成20年 8月 5日
- 2 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
山形もがみ農業協同組合  
最上郡大蔵村大字清水1414番地
- (2) 農地保有合理化事業の実施地域  
最上郡大蔵村、同郡鮭川村及び同郡戸沢村における農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- (3) 農地保有合理化事業の種類  
イ 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業  
ロ 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業  
ハ 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業  
ニ 法第4条第2項第3号に規定する農業生産法人出資育成事業  
ホ 法第4条第2項第4号に規定する研修等事業
- (4) 承認年月日  
平成20年 8月 7日
- 3 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
新庄もがみ農業協同組合  
新庄市大字鳥越字南沢山神沢2080番地
- (2) 農地保有合理化事業の実施地域  
新庄市大字荻野、同市大字泉田及び同市大字昭和並びに最上郡最上町及び同郡舟形町における農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域
- (3) 農地保有合理化事業の種類  
イ 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。）  
ロ 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
- (4) 承認年月日  
平成20年 8月 7日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所  
酒田市袖浦農業協同組合

酒田市坂野辺新田字葉萱112番地

2 農地保有合理化事業の実施地域

酒田市(平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。)における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

3 農地保有合理化事業の種類

- (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。)
- (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
- (3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業

4 承認年月日

平成20年8月8日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

庄内みどり農業協同組合

酒田市曙町一丁目1番地

2 農地保有合理化事業の実施地域

酒田市及び飽海郡遊佐町における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

3 農地保有合理化事業の種類

- (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。)
- (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
- (3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
- (4) 法第4条第2項第3号に規定する農業生産法人出資育成事業
- (5) 法第4条第2項第4号に規定する研修等事業

4 承認年月日

平成20年8月8日

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

余目町農業協同組合

東田川郡庄内町余目字三人谷地172番地

2 農地保有合理化事業の実施地域

東田川郡庄内町(平成17年6月30日における東田川郡余目町の区域に限る。)の一部地域における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

3 農地保有合理化事業の種類

- (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。)
- (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業

4 承認年月日

平成20年8月8日

山形県源流の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県源流の森  
(2) 所在地 西置賜郡飯豊町大字須郷、同町大字上原、同町大字数馬及び同町大字小坂地内

2 指定の期間

平成21年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。  
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。  
(5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。  
(6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。  
(7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年 8月26日（火）から同年 9月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年 9月29日（月）午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。  
(2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県農林水産部森林課林政企画担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8番 1号 電話023-630-2518

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年 3月県条例第11号）、山形県源流の森条例（平成 9年 7月県条例第54号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年 3月県規則第 8号）及び募集要項によること。  
(2) 募集要項の配布期間は、平成20年 8月26日（火）から同年 9月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内森林課のページからも入手することができる。  
(3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 8月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県遊学の森  
(2) 所在地 最上郡金山町大字有屋地内

2 指定の期間

平成21年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすもの

であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成20年8月26日（火）から同年9月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成20年9月29日（月）午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県農林水産部森林課林政企画担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023 - 630 - 2518

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）山形県遊学の森条例（平成15年3月県条例第24号）山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成20年8月26日（火）から同年9月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内森林課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成20年 8 月26日印刷  
平成20年 8 月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056